

議案に対する発言通告書

議案に対する発言通告書

次のとおり発言したいから通告します。

令和4年11月 25日

令和 4 年 11 月 25 日
午前・(後) / 時 4分 受付
受付番号 / 発言順位 /

和光市議会議長 様

議席番号 4 番

和光市議会議員

鳥飼 雅司

議案 番号	発言事項	要 旨	答 弁 者
78	令和4年度 埼玉県和光 市一般会計 補正予算 (第8号)	<p>(1) 款3、項1、目2 障害者福祉費、在宅障害者 支援 障害者数の増加等により、在宅重度心身障害者手 当、介護給付・訓練等給付サービスに係る費用等が 増加したため増額補正となっているが、この内訳を 伺う。</p> <p>(2) 款3、項1、目4 老人福祉措置費 老人ホー ム入所措置 入所措置に係る費用に不足が見込まれるため、施 設入所等委託料として増額補正されるが、 今回の案件は緊急保護入所なのか伺う。</p> <p>(3) 款3、項2、目1 児童総務費 子育て世帯生 活支援特別給付金 給付金の補助金精算に伴う返還金ということで増 額補正されるが、給付金の給付状況(率)はどうで あったのか伺う。</p> <p>(4) 款3、項2、目3 保育園費 教育・保育給付 費等支給 保育所、小規模保育事業所について当初よりも利 用者が減少する見込みで減額補正となっているが、 その要因を伺う。</p> <p style="text-align: right;">裏面 あり</p>	

※ 次の発言事項に移るときは、1行空けてください。

議案 番号	発言事項	要 旨	答 弁 者
79	令和4年度 埼玉県和光 市国民健康 保険特別会 計補正予算 (第2号)	<p>(5) 款3、項2、目3 保育園費 施設等利用給付費等支給 令和4年7月をもって市内家庭保育室が閉室したため減額補正となっているが、現状、市内保育園・保育室の数はどのようになっているのか伺う。</p> <p>(6) 款3、項3、目1 生活保護費 生活保護 新規受給開始等世帯数、人員増加により扶助費が増加したため増額補正となっているが、その要因を伺う。</p> <p>(7) 款4、項1、目1 保健衛生総務費 医療団体等支援 新型コロナウイルス感染症に対する診療・検査体制の維持及び確保を支援するため県指定の診療・検査医療機関をはじめとする市内医療機関への支援金に係る費用として増額されているが、算定根拠を伺う。</p> <p>(8) 款10、項1、目3 教育振興費 教育振興業務 学校区変更に伴う学齢簿システム改修について、学校区変更の検討を令和5年度に行うこととなったため減額補正となっているが、当初計画より変更した理由を伺う。</p> <p>(9) 款10、項5、目3 学校給食費 学校給食業務 施設・整備の老朽化により対応した緊急修繕により、今後の修繕に不足が見込まれるため増額しているが、学校給食室の老朽化対策の考えを伺う。</p> <p>新型コロナウイルス感染症に関する傷病見舞金の申請件数が見込みより増加しているため増額補正となっているが、当初予算での傷病見舞金の給付状況と今後の見込み数（申請件数）の算定根拠を伺う。</p>	

※ 次の発言事項に移るときは、1行空けてください。

議案に対する発言通告書

次のとおり発言したいから通告します。

令和4年11月28日

令和 4 年 11 月 28 日			
午前・後 10 時 00 分受付			
受付番号	2	発言順位	2

和光市議会議長 様

議席番号 12 番

和光市議会議員

小嶋 智子

議案 番号	発言事項	要 旨	答 弁 者
78	令和4年度 埼玉県和光 市一般会計 補正予算 (第8号)	<p>(1) 款4項1目1 保健衛生総務費 医療団体等支援</p> <p>新型コロナウイルス感染症に対する診療・検査体制の維持及び確保を支援するためとあるが、経緯、内容、見込まれる効果について具体的に伺う。</p> <p>(2) 款10項2目1 学校管理費 小学校施設整備</p> <p>広沢小学校トイレ改修工事の内容と、事業費の減額の要因を伺う。</p>	

※ 次の発言事項に移るときは、1行空けてください。

議案に対する発言通告書

次のとおり発言したいから通告します。

令和4年11月28日

令和 4 年 11 月 28 日
午前・後 10 時 52 分 受付
受付番号 3 発言順位 3

和光市議会議長 様

議席番号 3 番

和光市議会議員 熊谷 二郎

議案番号	発言事項	要 旨	答 弁 者
69	和光市個人情報保護法施行条例を定めることについて	和光市個人情報保護条例を廃止し、個人情報保護法施行条例の制定を行うものですが、市個人情報保護条例は第1章総則から始まり、第6章の罰則に至るまでの第49条に及ぶものです。今回制定の施行条例はわずか7条からなる簡素なものですが、廃止する条例の内容を基本的に網羅しているのかを伺います。	
70	和光市個人情報保護審議会条例を定めることについて	<p>(1) 個人情報保護条例の廃止にともない、新たに審議会条例を定めるとするとの認識でよいか。</p> <p>(2) 第2条 委員は4人以内とするとしているが、現行では委員が8人以内、半数とする根拠を伺う。</p> <p>(3) 第7条 その他で、審議会運営に関し必要な事項は別に定めるとあるが、別とは何を想定しているかを伺います。</p>	
72	和光市印鑑条例の一部を改正する条例を定めることについて	<p>(1) 提案理由にコンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機から印鑑証明書を取得できるとしていますが、コンビニエンスストア等の「等」にはコンビニエンスストア以外どのような場合が想定されますか。</p> <p>(2) 印鑑登録証明書の発行に伴う手数料の支払いはどのようになりますか。</p> <p style="text-align: right;">裏面 有り</p>	

※ 次の発言事項に移るときは、1行空けてください。

議案 番号	発言事項	要 旨	答 弁 者
7 4	和光市職員定数条例の一部を改正する条例を定めることについて	<p>(3)附則として、施行期日は公布の日から6月を超えない範囲内においてとあります。施行期日をいつ頃と考えていますか。また、条例改正の可決後、施行日までの実務スケジュールを伺います。</p> <p>市長部局で33人、教育委員会で2人、公営企業の職員定数について4人の増員案が示されています。2点質問します。</p> <p>(1)職員定数改正の検討経過が資料に示されていますが、時系列で詳しく説明をお願いします。</p> <p>(2)条例改定後の職員定数の具体化についてどのようなスケジュールで執行していくのか、また定数増をする部局及び課所の優先順位について伺います。</p>	
7 5	和光市職員の定年に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて	<p>今回の条例の一部改正議案は、2021年(令和3年)6月に地方公務員法の定年年齢の段階的引上げや、管理監督職勤務上限年齢を定めたことに伴い市の関係条例を改正するものです。2点質問します。</p> <p>(1)定年年齢を2年に1歳ずつ段階的に引上げることによる、年度毎の定年引上げ者数について令和14年度まで伺います。</p> <p>(2)令和5年4月から施行ですが、今議会での議案提出でした。県内自治体の審議状況を伺うとともに、可決後の職員への周知や定年退職職員への意向調査等のスケジュールについて伺います。</p>	
7 8	令和4年度埼玉県和光市一般会計補正予算(第8号)	<p>(1)P27、28 款2、項1、目8企画費、節7の報償費の謝礼66万円について。</p> <p>ア 理由として顧問弁護士相談について基本相談件数を上回る見込みとなったため増額補正となっています。令和4年度における顧問弁護士への謝礼執行件数と謝礼額、その相談件名を伺います。</p> <p style="text-align: right;">裏面 有り</p>	

※ 次の発言事項に移るときは、1行空けてください。

議案 番号	発言事項	要 旨	答 弁 者
84	令和4年度 埼玉県和光 市下水道事 業会計補正 予算(第1 号)	<p>イ 66万円の算定根拠</p> <p>(2) P57、58 款8、項1、目1道路橋りょう総務費、節7の報償費6万4千円の増額補正について</p> <p>ア 有識者や専門家等による委員会において、街路樹のマネジメント方針を策定するための費用としています。委員会名や委員の構成並びに開催回数について伺います。</p> <p>イ 街路樹のマネジメント方針の策定とあるが、方針の策定の必要性と、対象とする街路樹を伺います。</p> <p>(3) P59、60 款8、項3、目1都市計画総務費、節12の業務委託料の減額補正について。土地区画整理事業に係る環境影響評価業務の一部を今年度中に行うことが適当でなくなったためとしています。適当でなくなったとはどのようなことか伺います。</p> <p>第2条 業務の予定量で、越戸川16排水区整備工事(市道222号線)を1億円減額し1億5千520万円とする理由について伺います。</p>	

※ 次の発言事項に移るときは、1行空けてください。

議案に対する発言通告書

次のとおり発言したいから通告します。

令和4年11月28日

令和 4 年 11 月 28 日
(午前)・後 // 時 4/分 受付
受付番号 4 発言順位 4

和光市議会議長 様

議席番号 7 番

和光市議会議員 伊藤 妙子

議案 番号	発言事項	要 旨	答 弁 者
78	令和4年度 埼玉県和光 市一般会計 補正予算 (第8号)	<p>款4項1目1保健衛生総務費</p> <p>(1)医療団体等支援 負担金・補助及び交付金580万円の経緯を伺う</p> <p>(2)成人保健 業務委託料 500万5千円減額の内容を伺う</p>	

※ 次の発言事項に移るときは、1行空けてください。

議案に対する発言通告書

次のとおり発言したいから通告します。

令和4年11月28日

令和4年11月28日			
午前・後 11時 5分 受付			
受付番号	5	発言順位	5

和光市議会議長 様

議席番号 13番

和光市議会議員 松永靖恵

議案番号	発言事項	要 旨	答弁者
議案 第74号	和光市職員定数条例の一部を改正する条例を定めることについて	<p>(1) 市長部局の職員定数を354人から387人へ、教育委員会の職員定数を56人から58人に、公営企業の職員定数を24人から28人に見直したとあるが、増員の経緯について伺う。</p> <p>(2) これまでどういう協議をしてきたのか、協議内容について伺う。</p>	
議案 第78号	令和4年度埼玉県和光市一般会計補正予算(第8号)	<p>(1) 款4衛生費 項1保健衛生費 目3上水道費 水道料金の基本料金免除に係る経費に不足が生じたためとあるが、不足が生じた理由と件数について伺う。</p> <p>(2) 款8土木費 項1道路橋りょう費 目1道路橋りょう総務費 街路樹のマネジメント方針を策定するための会議について、その内容と会議のメンバー構成について伺う。</p>	

※ 次の発言事項に移るときは、1行空けてください。